



2022年5月9日

各 位

会 社 名 川本産業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 福井 誠
(コード：3604、東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役執行役員経営企画室室長 吉田 康晃
(TEL. 06-6943-8951)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月9日開催の取締役会におきまして、下記のとおり定款の一部変更について、2022年6月21日開催予定の第92期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>第3章 株主総会</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u><新設></u></p> <p>(附則) 第1条、第2条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><u><新設></u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第3章 株主総会</u></p> <p style="text-align: center;"><u><削除></u></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則) 第1条、第2条 <現行どおり></p> <p><u>第3条 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更後定款第14条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

株主総会開催日 2022年6月21日

定款変更の効力発生日 2022年6月21日

以上